

名義変更時の評価

所得税法基本通達の一部改正により令和3年7月1日以後の保険契約等に関する権利の支給について取扱いが変更されます。

改正前は使用者が役員等に対して支給する生命保険契約等に関する権利については、その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われる解約返戻金の額により評価されていましたが、改正により一定の場合には解約返戻金の額ではなく資産計上額で評価することになりました。

これにより法人が低解約返戻時に保険契約者の名義変更した場合において資産計上額と解約返戻金の差額を損金計上する租税回避行為は防止されました。

原則

使用者は役員等に対して生命保険契約等に関する権利を支給した場合には、その支給時において保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる**解約返戻金の額**（前納保険料の金額、剰余金の分配等がある場合には、その合計額。以下、「支給時解約返戻金の額」という）により評価する。

例外（法人税法基本通達9-3-5の2の適用を受けるものに限る）

ただし、以下の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ以下のとおり評価する。

- ① 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約に関する権利を支給した場合には、**支給時資産計上額により評価**する。
- ② 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利を支給した場合には、**支給時資産計上額に法人税法基本通達9-3-7の2により使用者が損金に算入した金額を加算した金額**により評価する。

支給時資産計上額とは

使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税法基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

資産計上額（法人税法基本通達9-3-5の2）令和元年7月8日以降締結分

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱いとして最高解約返戻率によって資産計上額が定められています。

最高解約返戻率	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間開始日から保険期間の40%相当の期間を経過する日まで		保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間終了日まで
資産計上額	支払保険料に下記の割合を乗じた金額を資産に計上する。		
	40%	60%	最高解約返戻率 ×70%（当初10年間は90%）
取崩期間	保険期間の75%相当の期間経過後から保険期間終了の日まで		解約返戻金が最高となる期間経過後から保険期間終了の日まで

*資産計上期間経過後の支払保険料は全額が損金の額に算入され、取崩期間においては、資産に計上した累積金額を均等に取崩して損金の額に算入する。

（注意点）

法人が支払う保険料等については最高解約返戻率の確認、保険契約の開始日、資産計上割合の確認、資産計上期間及び取崩期間の確認、保険積立金（前払費用）の残高の確認、解約返戻金の推移の管理など必要になります。

今回の通達改正は、法人契約の保険契約を個人に名義変更する場合についてですが、契約者を別の法人とする名義変更についても同様の考え方になると思われまます。

（参考）相続税財産評価基本通達214

相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時ににおいて当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる**解約返戻金の額によって評価**する。

相続税・贈与税の計算における評価は改正されていませんので、低解約返戻期間のある保険商品の利用価値は変わりません。